

# 対象業種について

---

---

## (1) 重点誘致対象事業

本県への企業誘致を戦略的に推進するため、次の業種は重点的な誘致の対象として企業誘致方針で定めております。

- 那覇空港の国際物流ハブ機能等を活用し、半導体・電子部品製品関連やFA・ロボット関連企業など高付加価値製品を製造する企業等
- 航空関連産業クラスターの形成に向け、部品や装備品の製造・加工を担う企業や、航空機整備パーツ供給企業等
- 医療機器製造関連産業をはじめとする、先端医療・バイオ関連企業等
- ※ 上記のほか、社会・経済情勢の変化を捉え、本県が比較優位を発揮できる分野や県内の産業に多大な波及効果を及ぼす分野について県内既存企業の動向を踏まえつつ、誘致対象となる産業分野の検討を行います。

# 対象業種について

---

---

## (2) 重点誘致対象事業以外の分野

国際物流拠点産業集積地域の対象業種である9業種については、貿易を行っているなど特区の制度・趣旨にかなう事業を行う企業は対象とします。

- ①製造業 ②こん包業 ③倉庫業 ④道路貨物運送業 ⑤卸売業
- ⑥特定の機械等修理業 ⑦特定の無店舗小売業 ⑧特定の不動産賃貸業
- ⑨航空機整備業

## (3) 留意事項

貿易の振興という特区の目的達成のため、主に貿易を行う事業者であるかを確認していますが、(1)及び(2)いずれの場合も、原則として、事業計画における搬出額が、国外・県外向けの合計で50%以上であること(県内企業経由含む)を条件とします。